

《ジュニア会員登録の手引き》

ジュニア世代への普及振興のため、小学生・中学生・高校生など18歳未満の方については、ご申請いただいた方の証憑を確認させて頂いた上で、CS登録の年会費を免除させて頂いております。

皆様の登録の有効期限は年度区切りで管理させて頂いておりますので、満18歳の誕生日を過ぎて最初に迎える3月31日まで、年会費免除が続きます。

【お手続き方法】

1. 新規登録からアカウントを作成してください。
会員種別は**ジュニア会員を選択**してください。
※ この手続きだけでは年会費は免除になりません。
2. 途中で支払方法選択を求められます。コンビニ決済を選択して頂くのですが、**お支払いはしないでください。**(原則ご返金は出来かねますのでご注意ください。)
3. アカウントを作成したら、生年月日が確認できる健康保険証・生徒手帳・パスポートなどの画像をメールに添付して本部事務局へお送りください。
日本国籍をお持ちでない方は、在留カードの表面裏面の画像をお送り頂いております。
その上で、必要に応じてお問い合わせさせて頂く場合があります。

メールの送り先はこちら → junior@nba.or.jp

4. 3の証憑が確認できましたら、年会費が免除となるよう、本部事務局でお支払い済みと処理させて頂きます。

【その後】

満18歳の誕生日を過ぎて最初に迎える3月31日までジュニア会員としての資格が続きます。それまでは年会費をお支払い頂く必要はありません。
次の年度に入る4月1日からは、一般会員としてのお取り扱いに切り替わり年会費が発生します。その際にCS番号は変わりませんので、そのまま同じアカウントからお支払い手続きください。